

第 165 号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正する条例及び概要	P 2
2	改正内容	P 2
3	施行期日	P 2
4	新旧対照表	P 3
5	【参考】関係法令	P 4

総 務 部

令和 5 年 12 月

## 1 改正する条例及び概要

### (1) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例

この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和27年法律第117号)第3条及び第5条の規定に基づき、本市が平成元年3月に制定したもの

#### ア 第2条関係(職員の懲戒免除)概要

昭和64年1月7日前までの行為について、平成元年2月24日前までに減給又は戒告の懲戒処分を受けた職員(条例の施行前に職員でなくなった者を含む。)に対し、将来に向かってその懲戒を免除するもの

※懲戒免除した者 113名

#### イ 第3条関係(職員の賠償責任に基づく債務の免除)概要

地方自治法第243条の2の2の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものについて、将来に向かってその債務を免除するもの

※賠償責任に基づく債務を免除した者 該当者なし

### (2) 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

この条例は、地方自治法第243条の2第1項に基づき、本市が令和2年3月に制定したもの

#### ア 概要

市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員(以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任について、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、一定の数を乗じて得た額を控除して得た額について免除するもの

※免責実績なし

## 2 改正内容

地方自治法の一部改正により、同法中「第243条の2の2」が「第243条の2の8」に、「第243条の2第1項」が「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」が「第243条の2の8第3項」に改正されたことから、本市条例において引用している条文の改正を行うもの

## 3 施行期日

令和6年4月1日

#### 4 新旧対照表

##### (1) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>	<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>

##### (2) 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>

## 5 【参考】関係法令

### ○公務員等の懲戒免除等に関する法律

(地方公務員の懲戒免除)

第3条 地方公共団体は、前条に規定する場合においては、条例で定めるところにより、地方公務員で懲戒処分を受けたものに対して将来に向けてその懲戒を免除すること及びまだ懲戒処分を受けていない地方公務員に対して懲戒を行わないことができる。

(会計管理者等の賠償の責任に基く債務の減免)

第5条 地方公共団体は、第2条に規定する場合においては、条例で定めるところにより、会計管理者その他法令の規定に基いて現金又は物品を保管する地方公共団体の職員の賠償の責任に基く債務を将来に向けて減免することができる。但し、本人の犯罪行為に因る賠償の責任に基く本人の債務については、この限りでない。

### ○地方自治法

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。